

人・農地プラン

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	直近更新年月 (12回目)	更新年月 (13回目)	集落・地域の耕地面積
八丈町	全域 (三根・大賀郷・樫立 ・中之郷・末吉)	平成25年2月	令和5年3月	令和5年8月	618 ha

1. 地域の人と農地の現状

現在、八丈島の農家数は高齢化や後継者不足、町の人口減少などにより減少している。これらの問題を解消するために、平成20年度より八丈町農業担い手育成研修センターを開所し、島内外より新たな担い手の育成・確保に取り組んでおり、令和2年度には5期生が1経営体入所、令和3年度には6期生が3経営体入所、令和4年度には7期生が2経営体が入所している。既に卒業した1期生2経営体・2期生2経営体・3期生4経営体・4期生2経営体については、独立自営就農をはじめ、認定農業者・認定新規就農者に位置づけられ町の中心経営体として活動しているほか、卒業生は新たな指導員としても活動しており、少ないながらも循環型の新規就農の育成の形態がとれている。

また、平成25年度に農業経営の下限面積を1aに設定したことにより、兼業農家、新規就農者、就農相談者も増加傾向にある。しかし、島外からの就農希望者について、八丈町農業担い手育成研修センターでの研修生の人員枠が決まっているため、入所希望が多く来ても受け入れきれない状況であったが、最近では指導農業者による農業体験（指導）を受けて就農に結びつくことも出てきているため、就農希望者の対応が出来るよう指導農業者の増員と新規就農までの流れを構築した。

農地については、農家数の減少による遊休農地の増加、土地の相続問題等での手続きの未実施、施設整備に適した平らな土地やまとまった土地が少ないことなどにより流動化が難しい状況にあるが、農業委員会による農地利用意向調査の結果等により農業者と農地が結びつくケースも出てきている状況である。また、令和4年度より「八丈町農地仲介制度」を立ち上げ、農地所有者と農業者のマッチング事業も開始した。

2. 対象地域の現状

① 地域内の耕地面積	618 ha
② アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	421 ha
③ 地域内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	168 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	117 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	51 ha
④ 地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.4 ha
(備考)	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには話し合いに活用した地図を添付してください。

3. 対象地域の課題

当地域内の土地については、所有者による相続登記が出来ていないところも多くあり、耕作放棄地や遊休農地化している農地は少なくない状況である。また耕作をおこなわないでいってしまう等の荒廃農地化のリスクも高い為、高齢の農業者からの事前の農地の利用の意向による早急なマッチングが課題である。そのため、八丈町独自の『農地仲介制度』を令和4年度より立ち上げたが、農地登録者と利用登録者への制度の認知不足が課題である。関係各所にビラの配布や町の広報に記事を掲載するなど周知を行っていく必要がある。

そのほか、農地の受け手となる中心経営体（認定農業者や認定新規就農者）の一経営体での農地の利用には経営上の限界値もあるため、農地の遊休化を防止していくには新たな認定農業者と認定新規就農者の確保が必要であるため、当地域内での指導農業者等の農業体験や農業担い手研修センターでの研修を拡充していくことで、新たな農業者の育成も強化していく必要がある。

また、当地域内には農業振興地域の整備地域があるため、農地としての活用の特化している土地が多くあり、農道や農業用水等の整備による農業経営の基盤強化をおこなうことで、農業経営がおこないやすい農地をつくり、島内の担い手や新規就農者が参入しやすい基盤整備をして、更なる農地の流動化を推進していく。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

4. 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

方針1： 担い手への農地の集積・集約

現在、当地域への移住による新規就農希望者も多くなってきており、八丈町農業担い手育成研修センターでの研修や東京都指導農業士による農業体験がおこなわれ、就農希望者は移住してきている状況である。

当地域内の農地については、中心経営体である認定農業者及び認定新規就農者、基本構想水準到達者が担っていくことのほか、八丈町農業担い手育成研修センターの卒業生や新規就農者（農業経営目標：水準到達者）への農地の利用を推進し対応していく。

そのため、上記の対象者等をリスト化していくとともに、農業経営計画の内容を取りまとめ経営目標での農地の必要面積を確保していけるように対応出来るよう『農地仲介制度』の運用の改善を進めていく。

方針2： 耕作放棄地・遊休農地化の解消

地域内の農業者は高齢化が進んでおり、認定農業者等の年齢水準も高齢化している状況にある。地域内の農業者が離農する際に後継者がいないことが十分考えられる状況であるため、農業委員会等の協力を仰ぎ、高齢化してきた農地の利用者への利用意向と後継者の有無を確認しながら、認定農業者や認定新規就農者への集積を実施する。

また、農地所有者への相続登記等を促すことにより所有者をしっかりと特定することで、農地の所有権移転や貸借を行いやすい環境を整備していく。

そのため、農地の所有者の意向をまとめリスト化し、認定農業者や認定新規就農者等へ適格に農地が斡旋できる『農地仲介制度』の周知と確立を進める。

方針3： 認定農業者や認定新規就農者の確保等

当地域内では、八丈町農業担い手研修センターや東京都指導農業士による農業体験を経て、認定新規就農者等へ位置付けられる方が多い状況であるが、地域内には認定制度を理解されていない方も多くいると思われるため、全体での農業者の掘り起こしをおこなうことで、認定制度により経営耕地の規模拡大や取得に対して対応していく。

その他、八丈町では島の農業に興味がある方々に対してホームページ上に『農活』のページを作成し、島の基幹作目等の年間作業工程等を動画にて閲覧できるようにしており、島の農業を体験する前に明瞭化することで、更なる興味・関心を引くことでの新規就農の増加に繋げていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5. 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>当地域を流動化の実施地域とし、将来の経営農地の集約化を目指す。農地中間管理機構での流動化が主体と変わっていく中で、「農地仲介制度」を活用し農業者の意向に沿って迅速に対応が出来るよう、周知や制度の改善もおこなっていく。農地所有者の農地の利用意向と農業者の農業経営計画の規模拡大要望を早期にマッチングすることで、より計画性の高い流動化の効果を高め活用していく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地基盤整備(農道・農業用水)に取り組む。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針</p> <p>地域内の基幹作物は、農業協同組合による共撰・共販の体制がしっかりしており、市場での流通経路が確立されている。</p> <p>そのため、新規・特産化作物を導入するだけでなく、基幹作物の品質と生産量の向上を図るとともに、それに対応した農業協同組合の出荷体制の強化を農業者全体で協力しおこなっていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>地域による鳥獣害対策は地域全体で実施し、ノヤギに関しては終息している。</p> <p>現在の鳥獣害対策は、被害規模は少量ながらも生態数が増加傾向にあるカラスの対策であり、捕獲用の箱罠を効果的に移動させながら設置して、一定の数を捕獲することで生態数の増加の抑制を図る。</p>
<p>災害対策への取組方針</p> <p>地域内では、自然災害も多く台風や大雨による水害や潮害、冬場の寒乾害や霜害が発生する場所もある。</p> <p>地域内の基幹作物のフェニックス・ロベレニーについては、潮害・霜害に弱く出荷できなくなることも少なくないため、潮害や霜害に効果があると考えられるネットハウスの整備を推進していくことで、品質・生産量の向上を図る。</p>